東京大学さつき会奨学金実施要項

1 趣旨

東京大学基金に設置された「さつき会奨学基金」を原資として、本学に入学を志望する優れた女子生徒等であって、経済的な理由により修学困難な者を対象として奨学生の選考を行い、本学への入学後に奨学金を支給することを目的とする。なお、本奨学金制度は、2013(平成25)年度から実施する。

※ 東京大学さつき会

1961 (昭和36) 年に、本学卒業生有志の呼びかけで設立された任意加入の同窓会で、東京大学に在学したことのある女性及び女子在学生により構成される。

2 採用予定者数

毎年度、若干人とする。

3 応募資格

一般入試・学校推薦型入試出願予定者で、次の項目全てに該当する女子生徒等と する。

- (1) 日本の高等学校又は中等教育学校を卒業した者又は卒業見込みの者、高等専門学校第3学年を修了した者又は修了見込みの者
- (2) 本学学部1年生に入学予定の者で、本学に強く入学を志望する者
- (3) 本学入学後に自宅外から通学せざるを得ない者であること(自宅から大学までの通学時間が有料特急を利用しない場合に、徒歩を除いて1時間30分以上)。
- (4) 成績・人物とも優秀(調査書の学習成績概評がA以上)で、大学進学において 経済的支援が必要と認められる者
- (5) 卒業(見込み)の高等学校長等(以下「学校長」という。)が推薦する者
- (6) 採用後にさつき会が行う面談(年に1回を予定)に出席できる者

4 奨学金の申請

申請者は、所定の申請書、所得等の関係書類を添えて、在籍する学校長を通じて本学に申請する。

5 支給額

月額5万円(年額60万円)

また、入学時には入学支援金として30万円を加えて支給する。

なお、他の奨学金との併用は可能とする。

6 支給期間

学士課程における標準修業年限の期間とする。

また、学士課程卒業後、続けて本学修士課程(専門職学位課程を含む。)に進学する場合には、当該課程の標準修業年限の期間、支給を継続することができる。

7 採用候補者及び奨学生の決定

採用候補者は、学業成績及び経済状況等により、東京大学さつき会奨学生選考委員会における審議を経て、奨学厚生担当理事(以下「理事」という。)が決定する。 理事は採用候補者を決定したときは、採用候補者本人及び採用候補者の在籍する学校長にその旨を通知する。

また、採用候補者が本学入学後に奨学生採用手続をとることにより、奨学生に決定したものとして取り扱う。

8 奨学金の支給方法

奨学金の支給は、在籍確認の上、半期ごとに奨学生名義の預金口座に送金する。

- 9 奨学金の休止及び復活
 - (1) 受給者が休学又は1か月以上の長期欠席(海外留学等は含まない。) する場合は、奨学金の支給を休止する。
 - (2) 前項目の規定により奨学金の支給を休止された者が、その事由が消失したことを証する書類を付して本学に支給の再開を願い出た場合は、奨学金の支給を再開することができる。

10 奨学金の支給廃止

- (1) 受給者が次のいずれかの事由に該当する場合は、奨学金の支給を廃止する。
 - (a) 退学又は転学したとき。
 - (b) 停学の処分を受けたとき。
 - (c) 学業成績が不良となったとき。
 - (d) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (2) 前項目のほか、次のいずれかの事由に該当する場合は、奨学金の支給を停止することがある。
 - (a) さつき会が行う面談(年に1回を予定)に無断で欠席するなど必要な連絡を 欠いたとき。
 - (b) 受給者として適当でない事実があったとき。

11 奨学金の返納

受給者が奨学金の支給休止若しくは支給廃止又は受給者として適当でない事実が あったときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。 なお、返納金は本奨学金の資金に繰り入れることとする。

12 奨学金の辞退

受給者は、本学に奨学金の辞退を申し出ることができる。

13 異動の届出

受給者は、次のいずれかの事由に該当するときは、速やかに本学に届け出なければならない。

- (a) 転学部、転学科、休学、復学又は長期欠席しようとするとき。
- (b) 住所、氏名、連絡先等その他重要な事項に変更があったとき。

附則

- この要項は、2012(平成24)年7月24日から実施する。 附 則
- この要項は、2015(平成27)年7月31日から実施する。 附 則
- この要項は、2017(平成29)年4月1日から実施する。 附 則
- この要項は、2018(平成30)年4月1日から実施する。 附 則
- この要項は、2019(平成31)年4月1日から実施する。 附 則
- この要項は、2020(令和2)年9月1日から実施する。 附 則
- この要項は、2022(令和4)年8月30日から実施する。 附 則
- この要項は、2023(令和5)年8月1日から実施する。